

## 別添 1

## 公職選挙法上の諸規定

### ■滋賀県知事選挙

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第三十三条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2～4 (略)

5 第一項から第三項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

一 都道府県知事の下選挙にあつては、少なくとも十七日前に

### ■滋賀県議会議員補欠選挙

(補欠選挙及び増員選挙)

第一百零三条 衆議院議員、参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第一百一十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第九十九条又は第一百零一条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一～四 (略)

五 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第一百零一条第一項にいうその当選人の不足数と通じて二人以上に達したとき。ただし、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

六 (略)

2 (略)

3 参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項各号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。ただし、次の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に(市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に)当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が第一百一十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区(選挙区がないときは、その区域)において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。

4 前項の補欠選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

5 (略)

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第三十四条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しなければならない。

一・二 (略)

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に